

人材紹介に関する基本契約書

(以下「甲」という)と株式会社リエイフラッグ(以下「乙」という)は、乙が甲に対して行う人材紹介について、以下のとおり人材紹介に関する基本契約(以下「本契約」という)を締結する。

第 1 条(本サービスの内容)

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティング及び人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の採用人材を的確に把握した上で、乙及び乙と業務提携する有料職業紹介事業者が探索した人材を選考・選抜した後、甲に対して紹介し、採用を決定するまでの一切の活動を支援する。

第 2 条(定義)

人材紹介とは、乙が甲及び求職者の申込みを受け、甲と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいう。

2 新規採用者とは、乙が甲に紹介し甲が採用することを決定した者をいう。

3 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報(当該情報のみでは識別できないが、ほかの情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できる情報を含む)をいう。

4 理論年収とは、月次給与の 12 ヶ月分(年俸制を取る場合は年俸額)、理論上の通年賞与及び新規採用者と同等の甲の被雇用者に対して支払われる諸手当(通勤手当を除く)の合計額をいう。非常勤勤務(パート勤務等)の場合は、年間を 52 週とし、新規採用者に対して支払われるべき週給額に 52 を乗じて得た金額を理論年収とする。

5 甲の乙に対して支払う紹介手数料は、本サービスを通じて甲が人材採用を決定し、甲に入職した時点で発生する。

第 3 条(紹介手数料)

本契約に基づく紹介手数料は、次の各号のとおりとし、甲は乙に対し、新規採用者の入職日(試用期間を含む)から翌月末日以内に乙の指定する金融機関口座へ紹介手数料に消費税率を乗じた額を合わせて、現金振込みにより支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

(1) 紹介手数料は新規採用者の理論年収の 30%とする。

(2) 甲が本契約に関する金銭の支払いを遅滞した場合、甲は乙に対し、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。